

令和 7 年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和 7 年 1 月 2 4 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務仕様書」のとお

(3) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

(4) 概算事業費

6, 5 8 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(5) 事業担当課

広島市教育委員会学校教育部指導第二課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

TEL 082-504-2704（直通） FAX 082-504-2142

E-mail kyo-sido2@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、令和 7 年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募資格

以下に示す要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 3 9 年規則第 2 8 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「3 0 - 0 5

催事・展示」に登録されている者であること。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

4 プロポーザル説明書等の交付方法

プロポーザル説明書等は、広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和7年2月14日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 交付場所

前記1(5)の事業担当課

5 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式ー1）

イ 前記3の応募資格に該当していることが確認できる書類

(7) 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。）

(4) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(2) 提出期間

公示日から令和7年1月31日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

前記1(5)の事業担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) 応募資格確認結果の通知

資格確認後、令和7年2月7日（金）までに応募資格確認結果を書面にて通知する。

6 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公示日から令和7年1月30日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 受付場所

前記1(5)の事業担当課

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書（様式－2）を作成し、電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後に質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、前記1(5)の事業担当課において、令和7年2月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページ（前記4 プロポータル説明書等のダウンロードページと同様）にも掲載する。

7 提案書の作成と提出

(1) 提案書の作成及び部数

提案書は、「(別紙) 提案依頼事項」を参照して作成すること。

提案書の部数は、正本1部、副本9部とする。

(2) 提出期間

公示日から令和7年2月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

前記1(5)の事務担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名等の応募者を特定しうる情報は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式－３）を提出すること。また、提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

8 審査方法

(1) 審査

令和 7 年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザル応募者全員に対する審査を終了した後、速やかに書面にて通知する。

9 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出された応募書類は、受託候補者特定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）第 7 条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(3) 次の場合は失格とする。

ア 応募資格を満たさなくなった場合、又は応募資格を満たさないことが判明した場合

イ 提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合

(4) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (5) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日は令和7年4月1日（火）とする。
- (6) その他詳細は、プロポーザル説明書による。